

専決処分の報告について（施設損害賠償事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月28日提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間 幹子

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 2 月 17 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 11 日

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 施設損害賠償事故
  
- 2 賠償の相手方  
及び賠償額  
相 手 方 那覇市字小禄在住  
賠 償 額 21,700 円



↑令和4年1月22日（土）14：50～15：00 防犯カメラの動画の一部を切り取った。  
パンクの音により、市民本人（搬入者）も気づき、スロープ途中でタイヤを確認している状態。  
黄色い箇所（側溝）の側溝に挟まっていたと想定される。



↑応急処置後のタイヤ



↑パンクの原因となったハサミ